

災害廃棄物対策事例（日田市）

災害概要	災害名：平成24年7月九州北部豪雨	資料 5-1
------	-------------------	--------

項目	回答
1. 組織体制	
災害時の組織体制、災害廃棄物処理に関わった部署。	<input type="radio"/> 災害廃棄物処理は、環境課で対応 <input type="radio"/> 土砂、流木等は都市整備課で対応 ※土砂関係は補助金の対象外であるため、災害廃棄物と分離した。この役割分担は発災後1～2日で決定した。
発災前に災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等を策定していたか。	<input type="radio"/> 策定していない。 ※災害後に行動マニュアルを作成した。
計画やマニュアルどおりに行動できたか。	<input type="radio"/> 策定していない。
支援協定はあるか。	<input type="radio"/> 災害当時は、支援協力はなかったが、大分県が大分県建設業協会日田支部と協力協定を結んでいたため、協力要請を行い、災害廃棄物の撤去、搬出をお願いした。 ※災害発生後、県廃棄物対策課に連絡し、被災の翌日には大分県建設業協会日田支部に行き、契約を締結した。（契約を締結していないと、事故があった際に保険が出ないため急いで契約した。）単価は県で決めていた。 <input type="radio"/> 平成25年4月10日に日田市と大分県建設業協会日田支部の災害協力協定を正式に結んだ。
災害廃棄物処理に係る訓練を定期的に行っていたか。	<input type="radio"/> 行っていない。

項目	回答
2. 災害廃棄物発生から処理に至るまでの時系列的流れ	
災害廃棄物処理に係る時系列的な流れ。	<p>◎平成 24 年 7 月 3 日 (火) 梅雨前線豪雨により三花、光岡、西有田、桂林、咸宜、東有田地区等において、家屋の全半壊及び一部倒壊並びに床上・床下浸水被害が発生した。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 4 日 (水) 災害廃棄物の搬出方法について花月川、有田川沿線被災自治会長を尋ね、緊急にチラシ配布を行いお願いする。</p> <p>・ 4 分別 (①可燃ごみ、②金属等の不燃ごみ、③埋立ごみ (ガラス・瀬戸物、土砂)、④家電リサイクル品) 同日午後より、大分県建設業協会日田支部に災害廃棄物の回収を委託し、日田市清掃センターに搬入を開始する。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 6 日 (金) 日田市清掃センターまでの距離が遠く搬入に時間を要する事から、渡里の日田 IC 横の日田市土地開発公社用地を災害廃棄物仮置き場として使用を開始する。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 10 日 (火) 渡里仮置き場から日田市清掃センターに災害廃棄物の二次搬出を開始する。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 11 日 (水) ~ 13 日 (金) 大分県建設業協会日田支部による回収を一旦休止し、環境課及び一般廃棄物収集運搬委託業者による回収を開始する。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 14 日 (土) 梅雨前線に伴う局地的な大雨により 7 月 3 日の被災地を含め、広範囲で再び浸水被害等が発生する。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 15 日 (日) ~ 17 日 (火) 環境課で災害廃棄物の回収及び排出量調査を行う。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 18 日 (水) 大分県建設業協会日田支部による一斉回収及び環境課による回収を行う。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 19 日 (木) ~ 20 日 (金) 前日に終了していない箇所 (西有田、大山、天瀬地区) があるため、大分県建設業協会日田支部による回収を縮小して行うとともに、環境課による回収を行う。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 21 日 (土) 渡里仮置き場の可燃災害廃棄物を日田市清掃センター横のグラウンドに二次搬出完了、渡里仮置き場を閉鎖。</p> <p>◎平成 24 年 7 月 22 日 (日) ~ 平成 24 年 7 月 31 日 (火) 日田市清掃センターにて個別に持ち込まれる災害廃棄物の無料受入れを行う。</p> <p>◎平成 24 年 8 月 1 日 ~ 破砕機の設置、焼却時間の延長等を行い 12 月初旬に終了。</p>
県等への連絡、他市町村、県、民間団体への支援要請等について。	○災害発生日に大分県建設業協会日田支部に支援要請を行い、翌日の午後から災害廃棄物の撤去、搬出を開始。
発災後に災害廃棄物量の試算を行ったか。	○災害廃棄物の体積 (概略寸法をメジャーなどで測定) に比重を乗じて災害廃棄物量を推計した。

項目	回答
3. し尿処理について	
仮設トイレの確保と設置、設置期間、撤去について。	○仮設トイレは設置していない。
バキューム車の確保と仮設トイレし尿の処理について。	○同上
し尿処理に係る経費について。	○被災区域で、浸水した世帯のし尿処理手数料 666 件 3,151,170 円を全額免除とした。

項目	回答
4. 避難所ごみについて	
避難所ごみの排出ルールについて。	○なし
収集車の確保とごみの処理方法について。	○なし

項目	回答
5. 仮置き場について	
事前に仮置き場を選定していたか。	○日田市清掃センターまで、距離が遠く、搬出時間を要することから、日田市土地開発公社の用地が、被災地近くにあったので、仮置き場として使用した。 ※町中が被災したので、仮置き場の確保が難しかった。空地を一部利用したが、基本的には家の前の路上に邪魔にならないように排出してもらった。
搬入した仮置き場の概要（用途、面積等）。	○用途：雑種地 面積：7,588 m ² （日田市大字渡里 111-1）
災害廃棄物の仮置き場への運搬を行ったのは誰か。	○協力要請した大分県建設業協会日田支部が、主に災害廃棄物の収集を行った。また、被災者も自家用車を用いて搬出を行った。
仮置き場の管理は誰が行ったか。（直営 or 委託）	○直営（被災地近くの日田市開発公社の用地を仮置き場として日田市で管理した。） ※毎日、消毒剤と消臭剤を散布した。被災直後はごみピット用の消臭剤で対応した。 仮置き場は5名（最大で7名）配置し、消毒、分別、誘導を行った。 ※受入時間は8:30-17:00まで。夜は施錠した。
仮置き場搬入時に分別は行っていたか。また、事前に分別方法を定めていたか。	○分別は行っていた。災害発生日の翌日に自治会長を通じて、災害ごみの排出は分別するようにチラシを配布した。そのため、業者が撤去・搬出する場合は、可燃ごみの搬出、不燃ごみのみの搬出が可能となり、仮置き場での分別ができた。また、仮置き場への個人持ち込みの場合も市職員の指示で分別できた。

項目	回答
6. 災害廃棄物処理	
道路管理者や河川管理者等との協議等があったか	○都市整備課と所管決めの協議を行った。
粗選別や破碎選別はどのように行ったか。 (実施者、方法、場所等)	○仮置場の災害廃棄物は、日田市清掃センター横のグラウンドへ二次搬出し、破碎機による分別を行い、焼却処分及びガラス陶器類は最終処分場へ搬出した。 実施者：日田市清掃センター、方法：委託、場所：清掃センター横グラウンド ※日田市清掃センターは16時間運転の焼却炉であり、これを24時間運転に変更することで災害ごみに対応した。
災害廃棄物の処理ルート、量及び処理先について。	○別紙 災害廃棄物量（可燃、金属、埋立） 4,257.922 t

項目	回答
7. 廃棄物処理費用	
廃棄物処理費用はどのように調達したか。 (補助対象外事業の内容は?)	○専決処分とし、8月の臨時議会で報告し、予算を確保した。 ・単価契約
災害廃棄物処理事業費国庫補助金を活用したか。	○活用した。(事業費112,516,823円のうち国庫補助額44,413,000円) ・(88,000,000万円(補助対象)) ・土砂、がれき等は補助対象外のため、家庭ごみより土砂等の撤去が多い事業費分は、あらかじめ事業費から除いた。

項目	回答
8. 災害廃棄物処理の課題・留意点	
初動体制（組織や連絡体制）の課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制（組織や連絡体制）の課題・留意点 ○支援要請を速やかに行えたことが、初動体制で大切である。そのため、災害翌日から撤去搬出が開始できた。
被災現場における課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地付近に仮置き場が確保できるかが大変重要である。仮置き場が遠い場合、搬出に時間を要し、最終的に災害廃棄物を撤去するまでに長い時間を要する。そのため、市民の通常生活にもとどるための時間も要する。 ○廃棄物処理の経費や処理時間に大きく影響することから、ごみ排出の分別を徹底することが大事である。
仮置き場における課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地付近に仮置き場が確保できるかが大変重要である。仮置き場が遠い場合、搬出に時間を要し、最終的に災害廃棄物を撤去するまでに長い時間を要する。 ○廃棄物処理の経費や処理時間に大きく影響することから、ごみ排出の分別を徹底することが大事である。
災害廃棄物処理における課題・留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理の経費や処理時間に大きく影響することから、ごみ排出の分別を徹底することが大事である。 ※災害があると産廃が一廃になるので、事業所のごみの持ち込みがあり、災害廃棄物かどうかの判断で困った。
他市町村、関連団体との連携に係る課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○災害規模により変わるが、早い判断で支援を求めることが大事である。

(公印省略)

平成 24 年 7 月 4 日

自治会長各位

いつも、お世話になります。

早速ですが、昨夜からの大雨による浸水被害などを受けられた方のごみについて、下記のとおり対応致しますので、周知方お願いいたします。

災害ごみの排出について

7 月 3 日の大雨による浸水等で、排出されるごみや土砂は次のように分別してください。

◎分 別

- ・粗大ごみ・・・たたみ、ふすま、家具類、ふとん、毛布等
- ・家電リサイクル品・・・テレビ、エアコン、冷蔵（冷凍）庫、洗濯機、乾燥機
- ・カナモノ・・・電化製品等（家電リサイクル品以外）
- ・燃やせるごみ（袋に入れてください）・・・汚れた衣類等
- ・ビン・ガラス類（袋に入れて下さい）・・・割れたガラス等
- ・土砂・・・家に入ってきた土砂等
- ・流木類・・・流木、水草（ヨシ）等

◎排出方法

○自分で運搬する場合

粗大ごみ、カナモノ、燃やせるごみ、ビン・ガラス類は清掃センター（緑町）に、家電リサイクル品は平山産業（緑町）に持ち込んでください。（無料です）

○自分で運搬できない場合

家の前の通行の支障とならない場所に置いて下さい。1 週間程度で収集に伺います。

○土砂、流木類について

土砂、流木類については「ごみ」とは別に収集します。家の前の通行の支障とならない場所に、まとめて置いて下さい。

担当 日田市 環境課

TEL 22-8208

日田市 都市整備課

TEL 22-8217

災害廃棄物処理フロー図

